

目 次

1	はじめに	1
2	学校教育の充実	1
(1)	豊かな心と健やかな体の育成	1
(2)	社会で生きる確かな学力の育成	4
(3)	信頼される学校づくりの推進	6
(4)	教育環境の充実	7
(5)	中標津農業高等学校の教育の充実	8
3	社会教育の充実	9
(1)	学べる環境の整備と活動の推進	9
(2)	青少年の豊かな人間性と生きる力を育む体験活動の推進	10
(3)	健康づくりと地域に根ざしたスポーツ活動の推進	11
(4)	歴史と風土に根ざした地域文化活動の推進	12
(5)	社会教育諸団体への支援の充実	13
4	むすび	14

1 はじめに

平成31年中標津町議会3月定例会の開会にあたり、平成31年度の教育行政方針と主要な施策を申し上げ、議員各位、町民並びに教育関係者の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

教育は、人を育てることを通して、未来を創造する営みです。一人ひとりの可能性を最大限に広げ、伸ばし、より豊かな人生を過ごせるよう働きかけていくことが教育の役割です。

また、子どもたちが将来に向けて夢や希望を描き続け、自分らしさを発揮して自己実現を図るとともに、他者と協働しながら社会に貢献する資質や能力を身に付けることが教育には求められています。

このため、中標津町教育大綱の基本理念である「人が輝き歴史と文化を育むまちづくり」を念頭に、時代を担う子どもたちが希望を持って未来に向かえるよう、本町教育の充実・発展に取り組みます。

2 学校教育の充実

(1) 豊かな心と健やかな体の育成

児童生徒が将来自立し、たくましく生きていくためには、命を大切にし、互いを助け合う「豊かな心」、生きる力の土台となる「健

やかな体」を育成することが重要です。

このため、道徳教育については、教育活動全体を通して、児童生徒が自己を見つめ、物事を多角的・多面的に考えることができるよう、引き続き指導方法等の調査研究を進め、考える道徳、議論する道徳への転換を図ります。

いじめ防止については、「中標津町いじめ防止基本方針」に基づき、家庭や地域、関係機関と連携し、計画的・組織的に未然防止や早期発見に取り組むとともに、迅速な対応に努めます。

不登校児童生徒への対応については、児童生徒の変化に十分留意し、不登校の未然防止に努めるとともに、本人及び保護者の悩みや課題を解決できるよう教育相談センターの相談機能の充実を図り、適応指導教室等における支援を継続いたします。

また、児童生徒の悩みの解消や問題の解決に向けて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを引き続き配置します。

読書活動の推進については、学校図書を整備に努めるとともに、中標津町図書館と連携しながら、児童生徒の読書活動を積極的に推進します。

体力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

などの客観的資料を活用して、児童生徒が運動を楽しみ、体力向上に積極的に取り組むための計画的・継続的な指導の充実に努めます。

子どもたちの家庭での学習習慣や規則正しい生活習慣を定着させるため、「生活リズムチェックシート」の活用や「早寝・早起き・朝ごはん・スマホ離れと家庭学習」、「スイッチオフ22」運動への理解を促し、児童生徒一人ひとりが確かな学力を身に付けられるよう、学習規律・生活規律の確立を学校・家庭・地域と連携して推進します。

健康・安全教育については、薬物乱用防止教育、情報安全教育、防災教育の充実を図り、自らの判断で自分の命を守ることでできる力を養います。

また、町内全ての小・中学校、義務教育学校、幼稚園で実施しているフッ化物洗口事業については、関係機関と連携しながら継続実施し、歯・口腔の健康増進に努めます。

食育については、JA中標津・JA計根別の協力を得ながら、野菜収穫体験等を全ての小学校、義務教育学校で実施するなど、食を通じた地域理解、食の重要性、食に感謝する心を醸成する教育活動に取り組みます。

また、学校給食については、栄養バランスのとれた食事の提供により、成長期の児童生徒の健康増進を図るほか、地場産食材を活用した「中標津丸ごと給食」を実施するとともに、食物アレルギーに対する取組の徹底を図り、引き続き安心安全な給食の提供に努めます。

(2) 社会で生きる確かな学力の育成

児童生徒が将来にわたって主体的にたくましく生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能や、それらを活用できる力を身に付けることが重要です。

このため、学習内容の定着状況を把握する取組として、町内全ての小・中学校、義務教育学校において、標準学力調査いわゆるCRTを引き続き実施するとともに、北海道の定数加配教員の活用によるティーム・ティーチング、少人数指導の実施、学生ボランティアの活用などにより、学力向上に努めます。

また、すべての学習において、言語活動を充実させ、児童生徒一人ひとりが「主体的・対話的で深い学び」ができるよう指導・助言に努めるとともに、全国学力・学習状況調査等の結果分析に基づき、学校改善プランの徹底を図ります。

小中一貫教育の推進については、義務教育学校である計根別学園の取組を充実させるほか、2020年度からの市街地中学校区への小中一貫教育導入に向け、小学校と中学校が一体となって9年間を見通した教育活動の実践を目指すとともに、小中合同研究会を実施し、教員の交流促進と、それぞれの優れた実践や指導方法を学ぶことにより、教員の指導力向上を図ります。

国際理解教育については、外国語を通じ、言語や文化について体験的に理解を深められるよう、英語指導助手2名を学校に派遣し、外国語科の充実に努めます。

また、中標津町の特色ある教育の一つである北方領土学習の充実に努めます。

特別支援教育については、教育支援委員会の機能を活かし、各学校と幼稚園、保育園及び関係機関との連携を深めるとともに、早期から一貫した支援ができる体制づくりを推進するほか、生活介助や学習支援を必要とする児童生徒が安心安全に学校生活を送ることができるよう、継続して特別支援教育支援員を配置します。

(3) 信頼される学校づくりの推進

学校が家庭や地域から信頼されるためには、安心して児童生徒を託すことができる学校運営を行うことが重要です。

このため、学校現場に精通した教育指導監及び指導室長を引き続き配置し、子どもたちのよりよい学習環境の実現と教員の指導力向上を推進します。

教職員の資質向上については、各学校での校内研修の充実や道教委が実施する様々な研修を通して、教員の授業力の向上と生徒指導に関する実践力の向上に努めます。

また、教職員の「働き方改革」については、昨年度策定した「働き方改革行動計画」により、学校の取組を促すとともに、今後の国や道の動きなどを注視してまいります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）については、学校、保護者、地域が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、協働の中で、子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」の取組を一層推進するとともに、委員研修会の充実を図ります。

また、地域学校協働本部については、地域住民の参画により、コ

コミュニティ・スクールを核とした学校の教育活動を支援する重要な役割を担うことから、引き続き調査研究を進め、小中一貫教育の全町導入に合わせ、2020年度からの本格稼働を目指します。

学校の周年事業等については、今年度末をもって閉校する俵橋小学校の記念事業のほか、中標津小学校100周年、中標津東小学校50周年事業に事業費の一部を支援します。

(4) 教育環境の充実

子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな成長を促すためには、教育環境の充実が重要です。

このため、開校から40年が経過し老朽化した広陵中学校の長寿命化改良事業に着手し、本年度は、建設に向けた基本設計と先進地視察を実施します。

また、老朽化した施設については、平成23年度末に閉校した旧養老牛小学校と教員住宅の解体を行います。

教育の情報化の推進については、中学校、義務教育学校において、教育用コンピューター機器の更新を行うとともに、新たにタブレット端末をモデル校に導入するなど、学習指導要領に対応した教育の

充実を図ります。

スクールバス・教育振興車両の運行については、安全運行の指導を徹底し、児童生徒の安全な通学体制を確保するとともに、学校の校外活動の支援に努めます。

教育費の負担軽減については、副教材費の一部負担、育英資金の貸付を継続するとともに、準要保護世帯については、生活保護基準の見直しによる影響が及ばないように引き続き対応します。

児童生徒の安全については、ボランティアの協力を得て、地域ぐるみで取り組むとともに、関係機関と通学路の点検を行うなど、通学区域の環境改善に努めます。

また、犯罪被害や交通事故を未然に防止するため、引き続きスクールガードリーダーを配置するなど、児童生徒を取り巻く事件・事故に備え、各学校の危機管理体制の強化・充実に努めます。

(5) 中標津農業高等学校の教育の充実

地域の良さを学び、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を図る上で、中標津農業高等学校の役割は重要です。

このため、町立高校として、地元の多様な資源を活用した新製品

の開発や栽培作物の研究、関係機関・大学・企業と連携したプロジェクト活動を推進します。

また、環境保全型の農業や高度先端技術を生かした教育内容の工夫・改善に努めます。

特色ある取組の計根別食育学校については、幼稚園、義務教育学校との連携を深め、教育内容・活動を充実させるほか、その取組を町内外の諸機関や小中学校等へ積極的に情報発信し、広報活動に努めます。

就学環境の整備・支援については、国際的な視野や経営感覚を育てるため、海外酪農研修を実施するほか、通学費や実習服等の購入助成を引き続き実施し、町立の農業高校として、魅力ある学校づくりに努めます。

また、体育館改築事業については、本年度より建設工事に着手し、2020年度の完成を目指します。

3 社会教育の充実

(1) 学べる環境の整備と活動の推進

生涯学習は、日常の生活課題や地域での課題、社会の変化に伴う

課題などに対し、その解決に必要な知識や技術を身につけるための重要な役割を担っています。

学びの機会の提供については、関係機関と連携し、町民の学習ニーズの多様化・高度化に応える各種講演会や生涯学習研修講座を開催するとともに、町内幼稚園が行っている家庭教育学級の活動を引き続き支援するほか、生涯学習活動のサポートとして、情報紙「らいふまっぷ」を継続して発刊します。

また、総合文化会館大ホールの設備改修や、昨年完成したテニスコートの備品整備など、子どもたちの教育活動や町民の生涯学習活動の推進のため、安心安全に利用できる施設の整備・充実を図ります。

(2) 青少年の豊かな人間性と生きる力を育む体験活動の推進

子どもの健やかな成長を支え、豊かな人間性と生きる力を育むためには、様々な体験活動を通じ、感動したり、驚いたりしながら、実際の生活や社会・自然のあり方を学ぶことが重要です。

このため、友好都市「川崎市」との交流体験活動事業を引き続き実施し、交流を推進するとともに、地域の自然を活用した自然体験

事業等を実施します。

また、ボランティア団体「なかしべつ青少年体験活動サポートシステム」と協働しながら、職業体験・社会体験活動を実施し、生涯にわたってよりよく生き、よりよい社会を作るための生きる力を持つ青少年の育成に努めます。

(3) 健康づくりと地域に根ざしたスポーツ活動の推進

町民一人ひとりが健康で充実した毎日を送るためには、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりが重要です。

このため、スポーツ活動や健康づくりの拠点施設となる総合体育館を活用した町民の健康づくり事業を推進します。

スポーツと地域振興に向けた取組については、スポーツ団体や関係者と連携し、スポーツ合宿の誘致を推進するとともに、来町するスポーツ団体への支援品の支給等を行うなど、受け入れ環境の充実に努めます。

また、今年度で11回を数える、北海道を代表する広大な酪農地帯を全国各地の参加者が疾走する「なかしべつ330°開陽台マラソン大

会」への支援を引き続き実施します。

(4) 歴史と風土に根ざした地域文化活動の推進

芸術・文化に触れ、創作し、表現する機会を増やすことは、人々の創造性と表現力を高めるとともに、深い感動や喜びを通じて、心豊かな活力ある地域社会の形成に重要な役割を果たします。

また、本町の歴史や文化・自然を理解することは、ふるさとを愛し、誇りに思う気持ちや、伝統を尊重する心を育むことにつながります。

芸術・文化活動の推進については、活動団体への支援のほか、優れた芸術文化の鑑賞機会を充実させ、事業形態の工夫により文化活動の振興を図ります。

郷土資料については、適切な保存を行い、郷土館内外における展示や普及事業の実施をはじめ、各種情報発信や学校教育との連携を深めることで積極的な活用を推進します。

郷土学習の中核となる中標津町郷土館については、昭和46年に建設され、老朽・狭隘化が進んでいるため、郷土学習拠点施設の整備に向け引き続き調査研究を行います。

文化財については、引き続き保護と活用に努め、積極的に公開・活用することで町民が文化財に親しむ機会の充実を図ります。

市街地に位置する標津川9遺跡については、一昨年(2019年)の12月に本町と協定を締結した札幌学院大学と連携し、発掘調査を引き続き実施します。

町花エゾリンドウについては、保護・増殖を図るため、町民との協働による保護増殖事業を引き続き実施します。

(5) 社会教育諸団体への支援の充実

自ら学び成果を生かす社会教育活動の充実には、活動団体等への支援が重要です。

このため、中標津町の文化・スポーツ活動の中核を担う「一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団」及び「NPOなかしべつスポーツアカデミー」の活動を継続して支援します。

また、本町の文化・スポーツの振興充実に努めるほか、少年団活動の健全な運営を支援するため、社会教育関係団体との協力体制を強化するとともに、全道・全国大会への出場等の遠征費の一部を補助し、児童生徒のスポーツ及び文化活動を支援します。

4 むすび

以上、平成31年度の教育行政方針について申し上げます。

中標津町教育委員会では、昨年度より中標津町の幼稚園・学校の合言葉を次のとおりとしています。

幼稚園 「あいさつ かたづけ みんななかよし」

小学校 「あいさつ そうじ 時間を守る」

「いじめや仲間はずれをしない心の優しい子どもになる」

中学校 「時を守り 場を清め 礼を尽くす」

「いじめや仲間はずれをしない心の優しい生徒になる」

農業高校 「時を守り 場を清め 礼を尽くす」

「社会性を養い 良好な人間関係を築く」

自主・自律の精神と規範意識、人を思いやる心の醸成は、いつの時代も変わらない教育の基礎基本です。

この合言葉をすべての教職員・園児・児童・生徒が常に心がけ、地域・保護者の理解と協力を得ながら、しっかりと身に付けることが、望ましい学校づくりへの第一歩だと考え、実践してまいります。

次代を担う子どもや町民一人ひとりが生き生きと学び、創造力豊かに夢と希望を持って個性や能力を伸ばすことができるよう、今後

とも町民と共に歩む教育行政に最善の努力をしてまいりますので、議員各位、町民並びに教育関係者の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げます、平成31年度の教育行政方針とします。

